

2 高齢者部分休業の期間の上限に関する基準

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）の一部改正に伴い、高齢者部分休業の期間の上限に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例を制定していく必要があります。

なお、今回の法改正では、法律に規定されていた基準自体が削除されたものがありますが、参酌すべき基準に準じて、従来基準を参考にしながら、本市基準を設定することとします。

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準 (基準の削除も含む。)
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

地方公務員法

(2) 基準の概要

高齢者部分休業の期間の上限基準

(3) 対象（審議会・制度等）

施設等の名称	概要
職員の高齢者部分休業	高年齢として条例で定める年齢に達した職員の申請に対して、公務の運営に支障がないと認められる場合に、休業を取得させるもの

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

該当なし

イ 標準とする基準

該当なし

ウ 参酌すべき基準（基準の削除も含む。）

見出し	概要
期間の上限基準	定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間遡った日以降

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

これまで、国の基準のもと、施策・事業を展開し、適切なサービス水準を確保してきたことを踏まえ、国の基準を基本としつつ、本市の実情や地域特性を考慮し、より適切なサービスが提供できる場合等には、本市独自の基準を設けることとする。

(2) 国の基準に対する本市の判断基準

ア 国の基準を採用するもの

- ・ 国の基準で適切な事務事業を執行できる場合
- ・ 国の基準で十分な安全性が確保できる場合
- ・ 国の基準を採用し、全国一律の水準を確保することが望ましい場合

イ 本市独自の基準を設けるもの

- ・ 国の基準を変更（独自基準を採用）した方がより本市の実情に合致する場合
- ・ 国の基準が最低基準であり、既に国の基準の上乗せとなっている市の基準を引き続き適用することが適切な場合
- ・ 政策の推進に向け、条例で規定することが適切な場合

(3) 基準設定の方向性

「高齢者部分休業の期間の上限基準」については、国の基準を採用し、現行の基準を維持します。

【上記の理由】

高齢者部分休業の対象となる職員は、今般の地方公務員法の改正により、「高年齢として条例で定める年齢に達した職員」とされており、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律及び同施行規則においては、高年齢者は55歳以上とされていることや、本市における早期退職募集制度においても、55歳を一定の区切りとしている。

また、これまでの取得実績、公務における影響等を踏まえても、現時点で、休業制度の適切な運用が行われてきており、引き続き国の基準を採用することで、公務の運営に支障のない範囲で本市の高年齢職員の就業ニーズに的確に対応できることから、国の基準を本市の基準として採用します。

(4) 施行日

平成26年4月1日（予定）